

2 北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況

(1) 社会経済の状況

北海道の総人口は、平成 17 年の国勢調査によると、平成 12 年に比べ 1.0% 減少しており、平成 7 年をピークに減少傾向が続いています。

また、年齢構成では、15 歳未満の年少人口が平成 12 年より 9.3% 減少しています。

一方、65 歳以上の老年人口が平成 12 年より 16.9% 増加しており、人口減少や少子高齢化の進行が見られます。

北海道の人口

- ・ 総人口 H12:5,683,062人 H17:5,627,737人 (55,325人減少)
- ・ 年齢別人口(15歳未満) H12:792,352人 H17:719,057人 (73,295人減少)
- (65歳以上) H12:1,031,552人 H17:1,205,692人 (174,140人増加)

情報化社会が進展する中、道内における IT 化は、インターネットが着実に普及している反面、ブロードバンド化の遅れている地域が見られます。

北海道経済は、厳しい状況が続いており、平成 17 年以降鉱工業生産の緩やかな上昇や来道客数の増加、個人消費の持ち直しなど一部に改善の動きが見られましたが、平成 19 年半ばからは改善の動きに足踏み感が見られています。

平成 12 年の地方分権一括法の施行により、分権改革が大きく進展し、国の三位一体改革や市町村合併の取組が進められています。

また、国から地方へ権限や財源を大幅に移譲し、地域のことは地域で決めるといった地域主権型社会の実現に向けた道州制への取組が進められています。

道財政は、道税収入の落ち込みや、国の三位一体改革における地方交付税等の大幅削減などから、硬直化する事態に陥り、徹底したコスト削減に取り組んできたものの、収支不足額が拡大するなど危機的な状況にあります。

このため、行財政改革を着実に推進し、財政再建を達成することが必要です。

いわゆる団塊の世代など、今後増加することが見込まれるシニア世代は、地域課題の解決に役立つ専門的能力を有するなど、地域づくりや生涯学習の担い手としての活躍、さらには、道内への移住等による地域の活性化につながることを期待されます。

(2) 環境の状況

大気環境

・大気中の窒素酸化物、硫黄酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度は、概ね環境基準を達成しています。

一方、光化学オキシダントの達成率は、例年、低い水準で推移しています。

水環境

・公共用水域における水質の環境基準達成率は、河川や海域においては、比較的高い状況で推移しています。

一方、湖沼など閉鎖性水域においては、依然として低い状況となっています。

・地下水質の環境基準達成率は、高くなっていますが、一部の地域においては、硝酸性及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が顕在化しています。

騒音・振動・悪臭

・騒音に関する環境基準の達成率は、一般環境騒音及び自動車騒音とも高い状況となっています。しかし、航空機騒音については、新千歳空港・千歳飛行場で達成できていません。

・騒音及び振動、悪臭に関する苦情件数は、年によりばらつきはあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

廃棄物

・一般廃棄物の排出量は、近年、減少傾向を示していますが、一人1日当たりの排出量は、全国平均を上回っており、リサイクル率は、年々増加しているものの、全国平均を下回っています。

また、処理の内訳を全国と比較すると、北海道は、直接埋立の割合が高いという特徴があります。

・産業廃棄物の排出量は、全国の約1割を占めています。このうち、畜産業から排出される家畜のふん尿が全体の半分を占めています。

また、産業廃棄物の再生利用率は、全国平均と同程度となっています。

地球環境

・二酸化炭素等の温室効果ガス排出量は増加傾向を示しています。

特に、道民一人当たりの二酸化炭素の排出量や民生（家庭）部門からの排出割合が全国と比較して高いことが特徴となっています。

自然環境

・北海道では、広大な面積で数多くの自然公園や法令に基づく原生自然環境保全地域等が指定されています。

・ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地として、釧路湿原をはじめ、サロベツ原野などが登録されています。

・平成17年に、知床が国内で3か所目の世界自然遺産に登録され、海洋と陸域の生態系の相互作用が顕著であることが高く評価されています。

・森林は、天然林が約7割を占め、エゾマツなどの針葉樹とミズナラなどの広葉樹が混じり合った針広混交林が広がるなどの特徴があります。

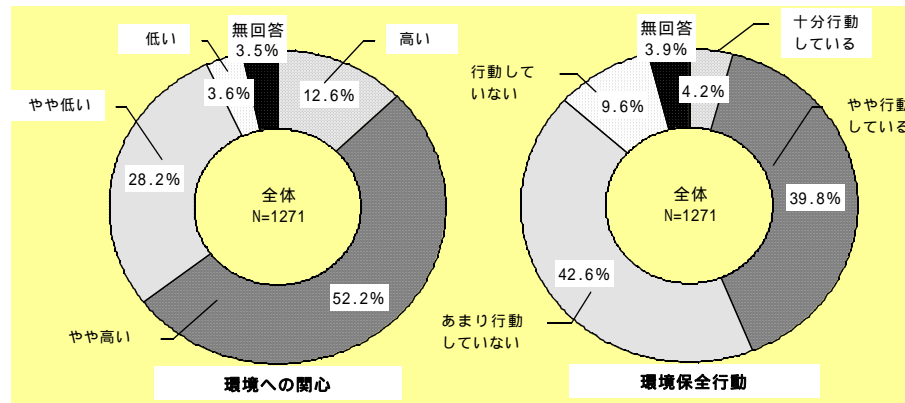
また、森林面積は約554万haで、全国の約4分の1に相当しています。

・道内には、本州以南とは異なる北方系の豊かな生物相が形成されており、大型哺乳類のヒグマやエゾシカをはじめ、国内では北海道だけで見られるタンチョウやシマフクロウなどの希少な鳥類が生息しています。

(3) 道民の意識

平成 18 年 7 月に、道内に居住する満 20 歳以上の道民 2,500 人を対象に行った道民意識調査において、「環境基本計画の策定について」のアンケート調査を実施した結果、次のようなことが明らかになりました。

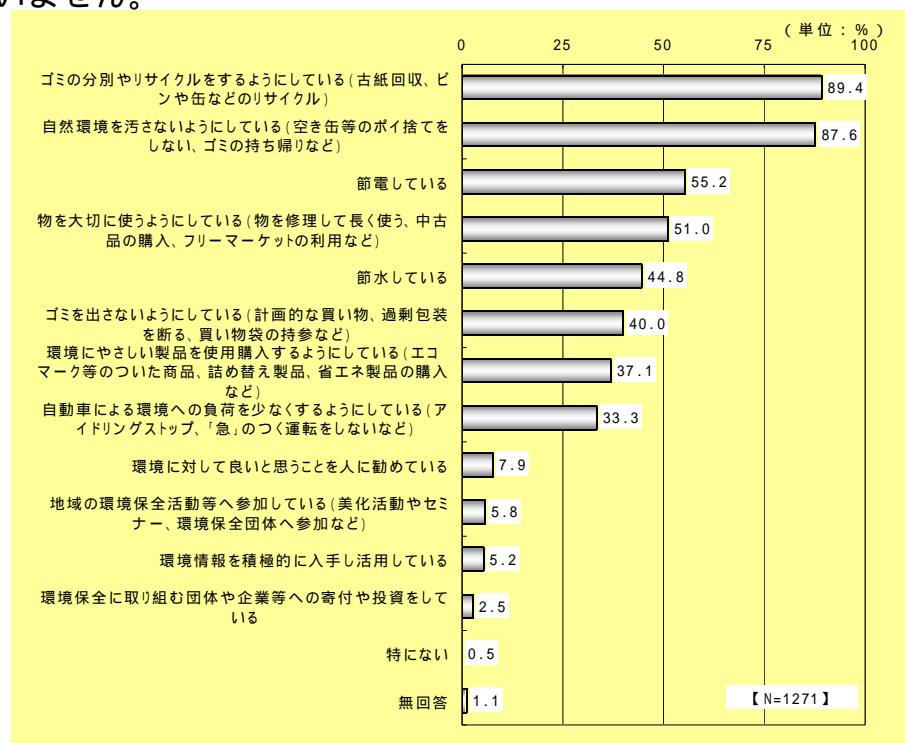
環境への関心と環境保全行動について、環境への関心は高い（65%）ですが、日常生活において環境に配慮した行動の実践（44%）には結びついていない状況が見られます。



出典：「平成 18 年度道民意識調査」（道知事政策部）

また、日常生活で心がけている環境に配慮した行動については、ごみの分別やリサイクル、空き缶のポイ捨てをしないといった身近なところで取り組めることが最も多く、次いで、節電、物を大切に使うなどが続いています。

しかし、環境に良い行動や取組を他人に勧めるといったところまでには至っていません。

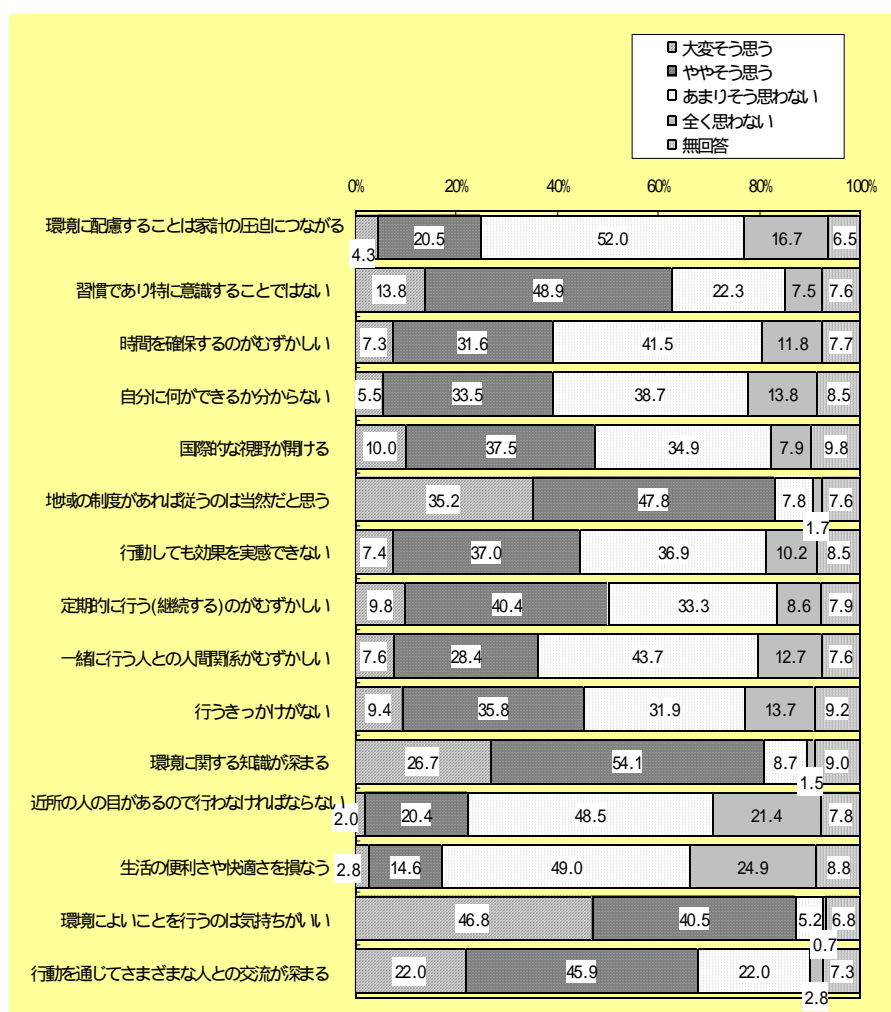


出典：「平成 18 年度道民意識調査」（道知事政策部）

さらに、環境に配慮した行動への認識については、ごみの分別など地域の制度（ルール）があれば守るのは当然と考えている人は多いですが、定期的に行う（継続する）ことは難しいと考えている人も半数近くいます。

全体としては、環境に配慮した行動の重要性や良さを認めている人は多いです。

一方で、環境に配慮することが家計を圧迫したり、便利さが失われると考えている人は極めて少なくなっています。



出典：「平成 18 年度道民意識調査」（道知事政策部）

3 将来像(長期目標)

環境基本条例で規定する基本理念を踏まえ、21世紀半ばを展望した長期的な目標として、将来の北海道の環境の姿と、その具体的なイメージを示します。

(1) 将来像

循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道 ～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～

(将来像のイメージ)

広大な森林や湿原、清らかな水をたたえる湖沼、そしてそこにいきいきと生息・生育する野生生物など豊かな自然は、先人たちから受け継がれてきました。清浄でおいしい空気や水が維持され、様々な物質の循環も良好に保たれています。

子どもたちは、幼い頃から自然とのふれあいや木製品の利用などを通じて、環境について理解を深め、大切に作る心が育まれています。

街には、生活に必要な機能がコンパクトに集積し、効率的にエネルギーが供給されています。そして、公共交通機関や自転車など環境にやさしい交通手段を使う暮らしへと変わっています。また、省エネ機器や太陽光発電などを取り入れた北国らしい住宅が建ち並び、環境にやさしく、快適な生活空間が創られています。

さらには、街のあちらこちらにある木々の緑や川などの水辺での憩いが、人々に潤いや安らぎをもたらしています。

一方、農山漁村では、地域の人たちにより、自然と調和した美しい景観が守られ、環境に配慮しながら農林水産業が持続的に営まれています。その結果、農林水産物の地産地消や森林の適切な保全・整備が進み、農地や森林などが持つ様々な環境保全機能がより一層、発揮されています。

また、エゾシカやヒグマなどの野生動物の生息場所と、人間の活動域の間に一定の距離が保たれ、それらによる被害は少なくなりました。

人々は、「もったいない」の心を持って一人ひとりが環境と資源の保全に配慮した行動を心がけており、心の豊かさが感じられる質の高い暮らしをしています。そして、恵み豊かな環境を将来の人たちにしっかりと引き継いでいます。

企業は、環境に配慮した事業活動を積極的に推進することで、社会の信頼と評価を得て業績を伸ばしています。そして、さらに、環境に良い技術の開発を進めるなど社会全体の環境負荷の低減に貢献しています。

このように、全ての人々が企業、団体や行政と互いに連携・協力して、環境と経済の良好な関係をつくり、自然と共生する大地・北海道を築いています。

(2) 将来像の視点

(1) で掲げる将来像と、その具体的なイメージを描く上では、北海道を取り巻く現状や環境特性などを踏まえ、次に示すような視点を考慮することが重要です。

自然と共生する

北海道の豊かな自然環境は、私たちの生活基盤をなすものであり、将来の世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産です。

こうした自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、**自然との共生**を基本として自然環境の保全と適正な利用や、森林、農地、水辺等が有する多面的機能の維持増進、さらには生物多様性の確保を図る必要があります。

健全な物質循環を確保する

私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌及び生物などの間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、その恵みを受けて、豊かな生活を営んできました。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄に象徴される経済社会システムや生活様式が定着し、環境への負荷が増大した結果、人類の生存基盤である地球の環境までもが脅かされることとなっています。

環境の恵みは、現在と将来の世代が共有すべきものであり、人間の活動による環境への負荷が環境の容量を超えることのないよう、できる限り減らし、**健全な物質循環**が保たれるようにしなければなりません。

持続可能な生活を目指す

人の価値観が物質的な豊かさから心の豊かさへと変化中、自然とのふれあい志向の高まりなどから、自然と調和したスローライフや、LOHASといった健康と環境面を中心とした持続可能性を重視した生活スタイルが注目されています。

私たちは、これまで物の豊かさを求めるあまり、環境に過大な負荷をかけ、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が生じる要因となったことを反省し、将来に向けて、ライフスタイルを環境への負荷の少ないものに変えつつ、**心の豊かさが感じられる質の高い生活**を目指していくことが重要となってきます。

環境に配慮した地域づくりをすすめる

今日の環境問題が、私たちの日常生活や通常の事業活動に関わって生じていることを踏まえると、社会を構成する各主体は、日常の活動が環境負荷の少ないものとなるよう、自主的・積極的に取り組むことが求められます。

特に、地球規模の環境問題には、私たちの身近なところに起因しているものが多いことから、これらの解決に向けては、地域における一つ一つの取組の積み重ねが重要となってきます。

一方で、人口減少や少子・高齢化社会の到来は、地域の産業の担い手不足を招くだけでなく、生産活動の停滞・後退により、基幹産業である農林水産業におい

ては、農地や森林、水域などの適切な管理が損なわれ、これらが有する多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念されます。

従って、このような土地については、地域の人たちの協力のもと適切に管理していくといったことが重要となるなど、地域における各主体が互いに連携して、地域特性を踏まえた持続可能な**地域づくり**に積極的に参画することが求められます。

環境と経済の良好な関係をつくる

公害問題から地球環境問題まで環境問題の態様が大きく変化する中、環境と経済の関係については、一般的に各方面において、環境と経済を対立的に捉える考え方や、環境を経済発展の基盤・前提条件と捉える考え方など様々な議論がされました。

しかし、今日の環境問題は、経済社会システムや生活様式に起因しているという特質があり、地球環境と人間活動が共生する持続可能な社会の実現を目指していく上で、環境と経済を別々に捉えて追求していけば、壁に突き当たることになってしまいます。

そこで、発想を変え、環境と経済を一体的に捉え、ともに向上して、環境保全と経済発展を可能な限り高い水準で達成することを目指していけば、人類の生存基盤である地球環境を存続させ、持続可能な社会を実現することができるのではないのでしょうか。

そのための道筋としては、環境への配慮を経済発展の原動力とし、環境と経済の間に好循環を生み出していくことが重要で、現に、そのような取組も始まっています。例えば、

企業は、高い水準の省エネ技術を取り入れた環境にやさしい製品を開発することが消費に結びつくとともに、企業の社会的責任（CSR）への関心の高まりから、投資家などの注目を浴び、さらなる技術革新を通じて、発展していく

「もったいない」という物を大切に作る心を持つ人が増えると、ごみの減量や省資源につながるだけでなく、この考え方を活かしたレンタル産業やリサイクル産業が発展して新たな雇用を生み出したり、フリーマーケットのような住民同士の交流を通じて、社会全体の環境意識が高まっていく

環境との調和に配慮したクリーン農業^{*}や有機農業が展開され、安全・安心で品質の高い農産物を提供することにより、消費者の支持が得られ、農業が持続的に発展し、本来有する自然循環機能などの多面的な機能が発揮されていく

自然とのふれあいや健康保持への関心の高まりから、地域の自然を資源としたエコツーリズムが展開され、多くの人々が訪れることで、地域の経済を活性化するとともに、豊かな自然を地域の誇りと考え、大切に保存して地域の活性化につなげていこうとする人が増えていく

といったように、積極的な環境配慮行動が消費者（住民）の信頼を得て、さらに社会全体の環境負荷低減に貢献していくような**環境と経済の良好な関係**をつくるのが、経済活性化が至上命題である今の北海道に求められています。

参考 ~ 環境基本条例第3条「基本理念」

第3条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。